

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県私立学校主管部課 御中
附属学校を置く各国公立大学法人事務局

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

令和元年度「アルコール関連問題啓発週間」の実施について（依頼）

標記について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長から別紙1のとおり依頼がありました。

アルコール関連問題に関する啓発については、アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号。以下「基本法」という。）第15条において、知識の普及のために必要な施策を講ずるものとされ、基本法に基づくアルコール健康障害対策推進基本計画（平成28年5月31日閣議決定。以下「基本計画」という。）の基本的施策において、学校教育等の推進が位置付けられているところです。

また、基本法第10条において、毎年11月10日から16日までを「アルコール関連問題啓発週間（以下、「啓発週間」という。）」と定め、国及び地方公共団体はその趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとされております。

ついては、基本法及び基本計画の趣旨を踏まえ、令和元年度啓発週間において、飲酒防止教育の実施などアルコール関連問題の啓発に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、啓発週間に係るポスターを送付いたしますので、各都道府県教育委員会にあっては域内の市町村教育委員会に対しポスターを配付いただくとともに、啓発について御協力いただきますようお願いいたします。

1 アルコール健康障害対策推進基本計画（抜粋）

IV 基本的施策

1. 教育の振興等

(1) 学校教育等の推進

① 小学校から高等学校における教育

○ 学校教育において、アルコールが心身に及ぼす影響などを正しく認識させることによって、未成年の段階では飲酒をしないという判断力と態度を育てる。

○ 学校における飲酒に関する教育の充実を図るため、教職員等を対象とした会議等の場において、アルコールが心身に及ぼす影響等について、周知する。

2 令和元年度における「アルコール関連問題啓発週間」の取組

以下の厚生労働省ウェブサイトにて啓発ポスター等のダウンロードが可能ですので、適宜御活用ください。

(URL) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000176316_00002.html

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課保健管理係
TEL：03-6734-2976（直通）
FAX：03-6734-3794



障 発 1025 第 1 号
令 和 元 年 10 月 25 日

文部科学省初等中等教育局長 殿
(アルコール健康障害対策推進会議構成員)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

令和元年度「アルコール関連問題啓発週間」の実施について (依頼)

アルコール健康障害対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

アルコール健康障害対策基本法 (平成 25 年法律第 109 号) において、国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、毎年 11 月 10 日から 11 月 16 日までを「アルコール関連問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとされております。

このため、厚生労働省では、今般、別添のとおり令元年度「アルコール関連問題啓発週間」実施要綱を作成し、関係府省庁、地方公共団体、関係団体及び事業者等と協力の下、広報啓発事業を実施するとともに啓発事業の実施及び広報の推進を呼びかけることとしております。

つきましては、貴府省庁におかれましても、実施要綱に基づき、啓発事業の実施及び広報の推進に取り組んでいただくとともに、関係団体に対し、本週間について周知いただくよう御理解・御協力方お願いいたします。

【参考 URL:厚生労働省 HP 令和元年度における「アルコール関連問題啓発週間」の取組】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000176316_00002.html

【本件問合せ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課 アルコール健康障害対策推進室
係長 三浦 香織 / 係員 小松 申明
e-mail: miura-kaori@mhlw.go.jp
komatsu-nobuaki@mhlw.go.jp
TEL :03-5253-1111 (内線)3065、3065
FAX :03-3593-2008

令和元年度「アルコール関連問題啓発週間」実施要綱

1 趣旨

平成 26 年 6 月 1 日に施行された「アルコール健康障害対策基本法」（平成 25 年法律第 109 号。以下「基本法」という。）において、国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、毎年 11 月 10 日から 16 日をアルコール関連問題啓発週間（以下「啓発週間」という。）とし、国及び地方公共団体は、啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものと規定されています。

また、平成 28 年 5 月 31 日に閣議決定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」の基本的な方向性として、「飲酒に伴うリスクや、アルコール依存症について、正しく理解した上で、お酒と付き合い合える社会をつくるための教育・啓発を推進すること」や「アルコール依存症者の回復、社会復帰が円滑に進むよう、社会全体でアルコール依存症並びにその回復及び社会復帰について、理解を促進すること」等が定められています。

以上を踏まえ、令和元年度の啓発週間においては、国、地方公共団体、関係団体及び事業者等が、今後のアルコールとの適切な付き合い方や不適切な飲酒によるアルコール健康障害について効果的な啓発事業等を実施します。

2 実施期間

令和元年 11 月 10 日（日）から 11 月 16 日（土）まで

3 実施体制

厚生労働省、内閣府、法務省、国税庁、文部科学省、警察庁、国土交通省、地方公共団体、関係団体及び事業者等

4 実施に当たっての基本方針

(1) アルコール関連問題について考える契機・気付きとなるような呼び掛け

アルコール健康障害は本人の健康の問題のみならず、家族への深刻な影響や、重大な社会問題を生じさせる危険性の高い、誰もが関わりのある問題であることを国民が理解し、自らアルコール健康障害の予防に取り組むきっかけ・気付きとなるような取組となることを意識し、当事者のみならず、幅広く国民一人ひとりに対して呼び掛けを行います。

(2) 様々な主体との啓発事業の連携・協力

アルコール関連問題は、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の様々な問題と密接に関連することから、関係省庁、地方公共団体、関係団体及び事業者等の様々な主体と

の連携により、啓発週間の趣旨にふさわしい啓発事業の実施に努めます。

また、地方公共団体、関係団体及び事業者等の様々な主体が啓発事業を効果的に実施できるよう協力します。

(3) 啓発週間の実施を契機とした意識の定着化

啓発週間の実施を契機として、様々な主体による総合的な取組が年間を通じて展開されるような機運の醸成に努め、国民自らがアルコール関連問題に関する関心と理解を深め、アルコール健康障害の予防に必要な注意を払うよう努めなければならないという意識の定着化を図ります。

5 主な実施事項

(1) 広報啓発事業の実施

関係府省庁、地方公共団体、関係団体及び事業者等と協力の下、ポスター、インターネット等様々な媒体を活用した広報啓発事業を実施します。

また、アルコール関連問題啓発フォーラムを厚生労働省の主催及び地方公共団体との共催により実施します。

(2) 様々な主体による啓発事業の推進

関係府省庁、地方公共団体、関係団体及び事業者等の様々な主体に対して、アルコール関連問題に関する啓発事業の実施を呼び掛けます。

また、様々な主体が行う啓発事業の取組に資するよう、厚生労働省ホームページにおいて、啓発事業の取組について情報提供します。

アルコール🍷連🍷問題 啓発フォーラム2019 in Tokyo

確かな知識で予防と対策を みんなで考えよう！アルコール関連問題

主催：厚生労働省 後援：内閣府・法務省・警察庁・国土交通省・国税庁・東京都・他

日時 2019年11月9日(土)
13:00~16:10(受付開始12:00)

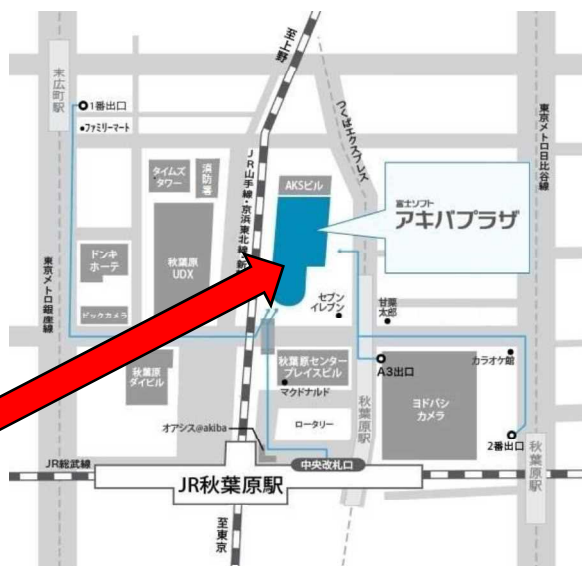
参加費 無料 **定員** 180名

【お申込み方法】応募締め切り11月8日(金)

- ① Webサイトから…裏面に記載のアドレスからお申込みください。
- ② FAXで…裏面の申込みフォームにご記入の上、お送りください。
 <送信先> FAX 03 - 5624 - 0367 (東京断酒新生会)

会場 富士ソフトアキバプラザ
〒101-0022東京都千代田区神田練堀町3

- 【交通】JR線 秋葉原駅 中央改札口より徒歩2分
- ・つくばエクスプレス線秋葉原駅 A3出口より徒歩1分
 - ・東京メトロ日比谷線秋葉原駅 2番出口より徒歩3分



Part1 飲酒運転・イッキ飲みを無くそう！

講演(1)アルコール健康障害と飲酒運転
講師：駒木野病院副院長 田亮介先生

講演(2)命に関わるイッキ飲みをなくそう
講師：愛媛大学 小佐井良太先生

Part2 依存症回復者の活動とメッセージ

(1)断酒会の例会って？
東京断酒新生会模擬例会・村中正義と会員家族

(2)回復者の祭典
リカバリーパレード・コーラス

Part3 パネルディスカッション アルコールによる社会問題と予防

愛媛大学 小佐井良太先生
東海大学 稗田里香先生
東京断酒新生会 村中正義氏
コーディネーター 田亮介先生



知ることが解決のスタートライン

アルコール🍷連🍷問題啓発週間 11月10日~16日

厚生労働省・内閣府・法務省・警察庁・国土交通省・警察庁・国土交通省

登録費はこちら

登壇者をご紹介します



田亮介
駒木野病院副院長
関東甲信越アルコール
関連問題学会役員



小佐井良太
愛媛大学 法文学部
人文社会科学科教授



稗田里香
東海大学 健康科学部
社会福祉学科准教授



塚本堅一(総合司会)
元NHKアナウンサー
依存症予防教育アドバイザー

【協力団体】

★リカバリーパレード(回復の祭典)実行委員

コーラス～回復の喜びを分かち合うこと、そして回復が現実にあることを見てもらうことで、社会の認識が変わり、より多くの人たちが回復を実現できる社会になっていくことを目指しています。

★ASK(アルコール薬物問題全国市民協会)

ホワイエでASK飲酒運転防止インストラクターによる啓発活動/啓発フォーラムの企画運営協力

★東京断酒会

断酒の趣旨に賛同する方ならば依存症当事者、ご家族、関係者も例会に参加できます。断酒例会と、電話による酒害相談(03-5624-0318)などを行なっています。

お酒の問題を抱えている方は、ご遠慮なく電話で相談をしてください。(模擬例会とフォーラムの企画運営を担当しました)

【後援団体】

アル法ネット〔特定非営利活動法人アスク(アルコール薬物問題全国市民協会)/アルコール関連問題学会東海北陸地方会/アルコール保健医療と地域ネットワーク研究会(アル・ネット)/沖縄ANDOGネットワーク/関西アルコール関連問題学会/九州アルコール関連問題学会/公益社団法人 全日本断酒連盟/中国四国アルコール関連問題学会/東北アルコール関連問題研究会/日本アディクション看護学会/日本アルコール看護研究会/一般社団法人 日本アルコール関連問題ソーシャルワーカー協会/日本アルコール関連問題学会/日本アルコール・アディクション医学会/公益社団法人 日本医療社会福祉協会/公益社団法人 日本社会福祉士会/公益社団法人 日本精神保健福祉士協会/一般社団法人 日本プライマリ・ケア連合学会〕※50音順

アルコール・薬物施設連絡会/一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟/公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会(予定) ※その他、多くの関連団体のご後援をいただく予定です

インターネット
でのお申込み

https://peraichi.com/landing_pages/view/forum2019



アルコール関連問題啓発フォーラム2019inTokyo FAXでのお申込みフォーム 11月8日(金)までにFAXで03-5624-0367 東京断酒新生会本部事務所へ

◆お名前 複数のお申込みの場合は参加者全員のお名前をご記入ください。

◆お立場 複数のお申込みの場合は代表者のお立場をご記入ください。

行政 医療 教育 福祉 当事者・家族 回復施設 アディクション関係団体
酒類関係 学生 一般 報道 その他()

◆お住まいもしくは所属先の都道府県

◆ご連絡先 メールアドレスまたは電話番号(定員オーバーの場合のみご連絡いたします)

※本申込書に記載された個人情報は、本フォーラムの参加者の把握および緊急連絡のみを目的として使用し、厳重に取り扱うものとします。

★受付票はお送りいたしません。当日、会場へお越しください。

お問合せ ☎03-5624-0318 東京断酒新生会



事務連絡
令和元年 10 月 21 日

関係府省庁アルコール健康障害対策担当課・室 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課アルコール健康障害対策推進室

「アルコール関連問題啓発ポスター」の送付について

アルコール健康障害対策の推進に当たりましては、日頃より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「アルコール関連問題啓発週間」(11月10日から11月16日まで。以下「啓発週間」という。)については、アルコール健康障害対策基本法において、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする、と規定されているところです。

啓発週間における国の取組の一環として、本年度もアルコール関連問題啓発ポスターも作成いたしました。

については、貴省庁内の関係部局や関係機関等への本ポスター・リーフレットの掲示や配布等について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、ポスターデータについては、後日厚生労働省ホームページにて掲載予定ですので改めてご案内させていただきます。

【本件問合せ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課 アルコール健康障害対策推進室
精神・障害保健課 依存症対策推進室 依存症対策係
係長 三浦 香織／係員 小松 申明
e-mail :miura-kaori@mhlw.go.jp
komatsu-nobuaki@mhlw.go.jp
TEL :03-5253-1111 (内線)3100、3065
FAX :03-3593-2008



意志が弱い人？
ダメな人？
なまけもの？
いいえ、そうじゃありません。
アルコール依存症は「病気」です。
回復できる「病気」です。

知ることが解決のスタートライン

アルコール🌀関🌀連🌀問🌀題🌀啓🌀発🌀週🌀間🌀 11月10日
~16日

厚生労働省・内閣府・法務省・国税庁・文部科学省・警察庁・国土交通省



相談先はこちら